

史跡等を活かした地域づくり・観光振興

－奈良市の事例－

立石 堅志（奈良市教育委員会教育総務部文化財課長）

1. はじめに

（1）奈良市の市勢概要

奈良市の位置および地勢に関しては、今更という感もあるが、先ずは簡単に紹介しておく。

奈良市は、奈良県の北端に位置し、西は生駒市、南は大和郡山市、天理市、桜井市、東は宇陀市、山辺郡山添村、三重県、北は京都府に接している。

市域は東西35.7km、南北22.22km、面積は276.84km²となり、奈良県総面積の約7.5%を占める。

奈良市域は、東西に長い形をしており、ほぼ東西の中央に位置する春日山を境に大きく地勢が異なる。春日山以東の地区は、標高200～600mのなだらかな山地状の地形が広がる大和高原の北部に位置しており、春日山以西の地区は、奈良盆地の北側に位置する平坦部で、佐保川、秋篠川などが盆地の南

部に向かって流下し、南の大和川と合流する。地区的西部には、西ノ京丘陵と矢田丘陵の一部が伸びている。この丘陵の間を富雄川が南流し、大和川に合流する（図1）。

世界遺産「古都奈良の文化財」に代表される平城京の遺跡は、この平坦部に所在する。

（2）奈良市市域の変遷

奈良市は、明治31年（1898）2月1日に市政が実施された。この時点での市域は、江戸時代に奈良奉行所の管轄下にあった奈良町の範囲をほぼ踏襲しており、1.52方里（約23.44 km²）であった。以後大正時代に入り、添上郡佐保村を編入し、昭和26年（1951）には添上郡大安寺村・東市村、生駒郡平城村、昭和30年（1955）には現在の奈良市西部地区である生駒郡富雄町・伏見町他、そして昭和32年（1957）には現在の奈良市東部地区である添上郡田原村・柳生村・大柳生村などの編入があり、210.33 km²の市域を有するに至った。そして、最後の合併となった平成17年の添上郡月ヶ瀬村、山辺郡都祁村の編入により、現在の市域を有することになった。

（3）奈良市人口の変遷

奈良市の人口は、市政実施時点では、29,986人であり、これは、江戸時代の人口と比較しても大きく変わってはいない。以降は微増傾向にあり、昭和20年（1945）の人口調査によると69,815人となっている。昭和30年の第8回国勢調査では10万人を超える、115,674人を数える。この時点での奈良時代平城京に住まいするとされる人口へようやく復活したのである。

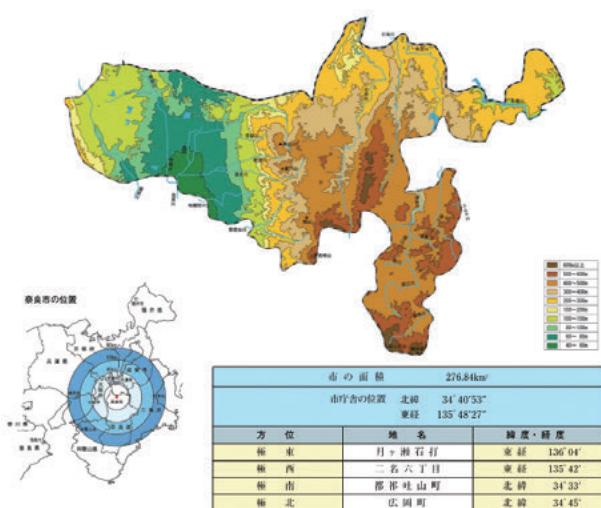


図1 奈良市の位置および地勢

現在の奈良市の人口は、平成29年4月1日の時点で359,666人となっている。平成17年第18回国勢調査での集計370,102人以降、それまで増加を続けていたものが、微減に転じている。しかし、一方で世帯数は増加を続けており、第18回国勢調査では140,544世帯であったものが、平成29年には160,242世帯となっている。他都市と同様、人口の減少と世帯の細分化が顕著に表れているといえよう。

(4) 奈良市の財政

平成29年度予算編成にあたって、「市の財政は依然として厳しい環境にあり、平成27年度は黒字決算となったものの、経常収支比率は他の中核市と比較しても極めて高く、硬直した財政状況からいまだ抜け出せていない」ことから、「①成果目標を設定し、行政評価の構築を見据えた予算編成、②財政構造改革に向けた大胆な施策のスクラップ、③的確な事業計画に基づく未来に繋がる政策のビルト」を、方針として予算編成が行われた¹⁾。

この結果、平成29年度の奈良市の予算は、一般会計1,275億6,200万円、特別会計835億2,060万円、公営企業会計264億190万円となり、総計2,374億8,450万円となった²⁾（図2）。

このうち、一般会計に含まれる文化財に関する予算は、約3億400万円であり、土地の公有化を含む史跡等の文化財整備事業に関する予算は1億6,200万円となっている。この予算額が、奈良市が

Q 平成29年度の奈良市の予算は？

A.一般会計、特別会計、公営企業会計のすべての会計をあわせると、2,374億8,450万円になります。



図2 奈良市の財政

抱える文化財の件数、重要性を鑑みたときに十分であるかという議論は、また別にあってしかるべきと考える。

ところでこの際、併せて文化庁が確保する予算額をみてみると、どうだろう。平成29年度文化庁予算は1,022億7,200万円である。中核市とはいえ人口35万人規模の奈良市の一般会計に及ばない予算である。果たして、この数字は何を物語るのだろうか。

(5) 奈良市所在の文化財

奈良市には世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産に代表される数多くの貴重な文化遺産が所在する。平成29年9月15日現在の奈良市に所在する指定文化財の総数は、1,088件であり、その内訳は国指定文化財789件、県指定文化財150件、市指定文化財149件となっている（表1）。このほかに旧都祁村・月ヶ瀬村指定文化財73件と、登録有形文化財99件、選定保存技術3件がある。

また、これら指定文化財のうち、史跡に関してみると特別史跡2件、史跡25件、県指定史跡5件、市

表1 奈良市所在文化財件数

平成29年9月15日						
1. 指定文化財 1088 件 [件数]						
分 類		国 指 定			県 指 定	市 指 定
有形文化財	建 造 物	国家 (内は種類) 31 (35)	重要文化財 計 74 (126)	計 104 (163)	41 (80)	26 (31) 171 (274)
	絵 画	10	70	80	18	35 133
	彫 刻	48	216	264	35	33 332
	工芸品	28	115	143	16	8 167
	書跡・典籍	7	79	86	6	4 96
	古文書	4	35	39	5	0 44
	考古資料	4	16	20	1	6 27
	歴史資料	0	6	6	4	5 15
	小 計	132	611	742	126	117 985
	無形文化財	重要無形文化財			1	1 0 2
民 俗 文化 財	有形民俗文化財	重要有形民俗文化財			2	3 7 12
	無形民俗文化財	重要無形民俗文化財			3	9 3 15
記念物	史 跡	特別史跡 2	史跡 25	計 27	5	8 40
	名 胜	特別名勝 2	名勝 6	計 8	0	0 8
	天然記念物	特別天然記念物 1	天然記念物 5	計 6	6	14 26
	小 計	特史 5	史 36	計 41	11	22 74
	総 数				789	150 149 1088

指定史跡8件の合計40件があり、名勝についてみると、特別名勝2件、名勝6件の8件となる。

これらのうち、奈良市において所管している史跡には、史跡平城京朱雀大路、特別史跡・特別名勝平城京左京三条二坊宮跡庭園、史跡奈良山瓦窯跡中山瓦窯跡、史跡大安寺旧境内、史跡法華寺旧境内阿弥陀浄土院跡、史跡石のカラト古墳、名勝旧大乗院庭園、名勝月瀬梅林がある。このうち左京三条二坊宮跡庭園は、特別名勝、特別史跡の指定を受ける奈良時代の庭園遺跡であり、現在庭園の修復作業を実施しているところである。この庭園の修復作業は平成31年度には概ね終了し、翌平成32年度には再公開を予定している。これらの取り組みの詳細については後の章で、紹介することとした。

(6) 奈良市文化財担当組織の体制

平成31年4月の文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行を目前にして、文化財担当部署を教育委員会から首長部局へ移行する動きが見えてきている。

奈良市においては当面文化財保護については教育委員会部局におき、観光誘客を旨とした文化財活用の部分については首長部局にある観光担当部署において主導していく方向を示している。その際に文化財保護部局と、観光部局との密接で魅力的な連携をより強めていく方向の摸索が進められているところである。

この担当部署の所管については、いろいろな方向性が存在すると考えるとあるが、私見であるが、極端な話としてなすべき事がなされるのであれば、どこに所管があろうと今回の改正の趣旨は達成されるものと考えている。

さて、では現在の奈良市の文化財担当組織について簡単に紹介しておこう（図3）。

基本的に文化財保護は教育委員会事務局教育総務部にある文化財課が主管している。文化財課には総務係、指定文化財係、記念物係の3つの係と、課の出先機関として埋蔵文化財の調査を実施する埋蔵文化財調査センター、保存公開施設として奈良市所管

の歴史資料を保存・公開する史料保存館がある。

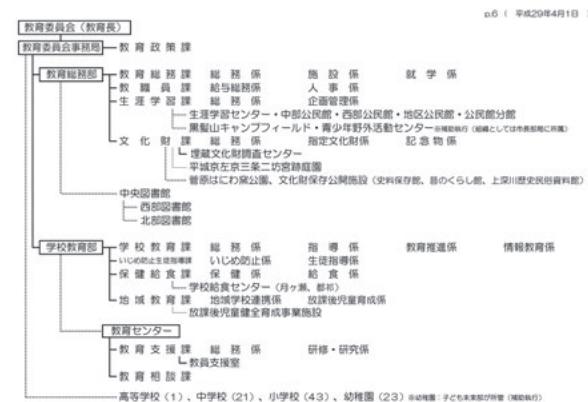
このうち、市が所管する史跡・名勝の保存・整備、活用については、主に記念物係が所掌している。

平成29年度現在での文化財課所属職員数は管理職を含め36名であり、技術職（学芸員）29名（再任用職員を含む）、事務職3名、嘱託職員4名で構成されている。技術職の最も多くが埋蔵文化財担当職であり管理職5名を含め22名、次いで文化財建築担当職4名、美術工芸担当職2名、管理職である民俗文化財担当職員1名となっている。このうち民俗文化財担当職の管理職は、史料保存館館長を兼任する。

これら文化財課所属職員の他、観光部局である奈良町にぎわい課へ文化財担当の技術職員2名（埋蔵文化財担当職（管理職）、文化財建築担当職）が配属されている。

この奈良町にぎわい課は、平成25年度に奈良町の活性化を目的として首長部局である観光経済部観光振興課内の出先機関として奈良町におかれた組織である。奈良町の伝統的建造物を核としたまちづくり

教育委員会



観光経済部・都市整備部

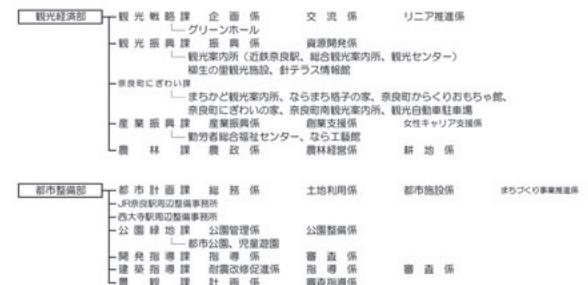


図3 奈良市組織図

と観光振興を主目的としている。初年度は観光振興課の出先機関である奈良町にぎわい室として業務が進められ、翌年平成26年度からは単独事業課として奈良町にぎわい課として組織された。

奈良町は伝統的な町家が連坦する町並が特徴的な地域であり、奈良市ではこの町並の残る地区を文化財課による建造物調査を踏まえ、景観形成重点地区に定め、その保全を図ってきた。奈良町にぎわい課がこの取り組みを引き継ぐまでは、都市整備部局である景観課によって景観整備事業として行われてきた。奈良町にぎわい課発足以降はこの景観整備事業に加え、地域のにぎわい形成への取り組みを、観光的な視点と、文化財保全の視点を併せ持ったまちづくり事業としての実施に努めている。

また、直接に現時点で文化財担当職員が配属されてはいないが、このほかにも、観光経済部観光戦略課、観光振興課の2課においても、文化資産を観光資源として活用する取り組みを実施している。

ちなみに筆者は、景観課を除く各課への配属経験があり、特に奈良町にぎわい課においては、その立ち上げから関与し、文化財課課長となるまでは奈良町にぎわい課長の任にあった。この時期の観光・まちづくりについての経験が、少なからず現職での文化財活用への取り組みに影響を与えていたと感じている。

2. 文化財を取り巻く最近の状況

(1) 奈良市歴史的風致維持向上計画

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、奈良市においても奈良固有の歴史と文化を活かしたまちづくりのマスターplanとして奈良市歴史的風致維持向上計画³⁾を策定し、平成27年2月23日に主務大臣により認定を受けている。この向上計画の計画期間は平成27年度から平成36年度の10年間となっている。計画の重点区域は、奈良町及び奈良公園地区の約1,250haである。

この計画において「奈良市の歴史的風致は、平城

京を基盤としながら、宗教都市、商工業都市、観光都市として展開してきた「重層性」と、古都としての中心性と市内各地の多様な特徴を反映した地域性が創る「二面性」をあわせもっており、この歴史的風致は、歴史的風土の本質的価値を支えるとともに、相互に関係し合うことにより、古都としての風格と魅力を創り出している」と定義した。

そして、「この文化財は、本市存立の基礎であって、現代においては国際文化観光都市としての奈良を支えており、今後も支えていくはずである。その継承は、現代に生きるもののが務めである。」と明記したのである。

(2) 東アジア文化都市2016奈良市

2014年から、日本・中国・韓国の3カ国で、文化による発展を目指す都市を各国1都市選定し、各都市が行う様々な文化プログラムを通して、交流を深めるプロジェクトが始まっている。日本では、文化庁と開催都市による共催事業として実施されており、2014年横浜市での開催を皮切りに、続く2015年には新潟市が開催都市となり、2016年、三番目の開催都市として、奈良市が選定された。同年、中国では寧波市、韓国では済州特別自治道がそれぞれ開催都市として選定され、様々なプログラムが実施された。実施にあたっては、「現在の芸術文化や伝統文化、多彩な生活文化などを通じて、東アジア域内の相互理解・連帯感を高めるとともに、東アジアの多様な文化の国際発進力の強化をめざす」ことが目的として掲げられた。

このうち奈良市の取り組みは、「古都奈良から多様性のアジアへ」を掲げ、新たな価値のある「舞台芸術」・「美術」・「食」を切り口に文化交流事業を進めたものであり、なかでも「東アジア文化都市2016奈良市」のコア期間プログラムとして、9月3日から10月23日の期間で「古都祝奈良（ことほぐなら）— 時空を超えたアートの祭典」を開催した⁴⁾（図4）。

奈良時代の都の中心地である平城宮跡、古都奈良を象徴する社寺や江戸後期からの伝統的なまちなみ



図4 東アジア文化都市2016開催ポスター



図5 八社寺アートプロジェクト

が残るならまち等を舞台に、「舞台芸術」、「美術」、「食」の3つの部門を中心に様々なプログラムを開催した。

「舞台芸術」では特別史跡平城宮跡に野外特設ステージを組み上げる舞台公演が上演されている。

舞台芸術ディレクターである平田オリザ氏は、この舞台芸術を開催する目的を「奈良の潜在能力を掘り起こすような企画となればと期待」したと述べ、そして、そのために「日本を代表する劇団による、国内外からも集客が見込める大きな野外公演と、市民の皆さんに支えられるオペラ、高校生演劇を軸に展開」しようとしたと述べている。

特別史跡平城宮跡での野外公演では、日本を代表する劇団である維新派の「アマハラ」(10月14日(金)～10月24日(月))と、静岡県舞台芸術センター(SPAC)の「マハーバーラタ」(9月9日(金)～9月12日(月))が上演された。

これらは平田氏が目指したように、「古の平城人が見た風景を、現代的な視点で再現するような画期



図6 史跡大安寺旧境内

的な上演」であったとの評価を得た、新しい取り組みであったと考える。このことを示すように、連日の公演は全席満員の盛況であった。

また、「美術」のカテゴリーでは、東大寺、春日大社、興福寺、元興寺、大安寺、薬師寺、唐招提寺、西大寺の八社寺において、1300年の時空を旅する「八社寺アートプロジェクト」(図5)を、また「ならまち」において奈良の歴史と今を散策する「ならまちアートプロジェクト」を展開した。

奈良時代以降、宗教都市として東アジアの国の交流の一端を担ってきた歴史的な背景を踏まえ、奈良の文化の象徴でもある市内の社寺に、日本に文化の伝播をもたらした国々から第一線で活躍するアーティストを招へいし、アートインスタレーションを展開したものである。

このうち、奈良市が所管する史跡大安寺旧境内においては、川俣正氏によるアートインスタレーションが制作された。「遺跡調査により東西に巨大な七重塔があったと推測される塔跡隣地で作品を発表。

文化財の修復等で伝え受け継がれてきた足場丸太の技術を活用して、かつての塔を彷彿とさせるかのような現代の塔が制作」された（図6）。

その他の社寺においても、それぞれの作家の奈良に対する思いを表現した作品が展開された。古代からの歴史を持つ社寺に現れた現代アートの作品。これらを、訪ねられた多くの観光客はどのように見たのだろう。多くのSNSによる発信では、好評を博したものを感じている。筆者もまた、それぞれの場所で見た作品の凄さ、素敵さ、また、その場所とともに輝く作品の感性に魅了された。

しかし、そうではなく、作品と場との違和を感じた人がいなかつたかというと、決してそうではないだろう。筆者は、これも否定しない。アートに込められた意図を理解しないといわれればそうかもしれないが、なぜこの場所なのだろうかという違和感であったかもしれない。

しかし、このいろいろな観点での観覧と評価。これは大切にしたい。この多様な視点が、今に残る文化財の継承に新たな展開をもたらすと考えているからである。

そして奈良市では、この東アジア文化都市事業にあたり平田氏が期待した「この一連の上演が、今後の奈良市のパフォーミングアーツ振興の基礎となり、財産となっていくように」との願いを継承するために、美術部門、演劇部門での活動を行う奈良市アートプロジェクト「古都祝奈良（ことほぐなら）」の事業の継続実施を決めた。

（3）国営平城宮跡歴史公園の整備と第一期開園

平城宮跡については、今更説明の要はないかと思うが、奈良時代日本の律令国家制度確立時に、日本の首都、政治・文化の中心として存在し、今に多くの重要な遺構を残している遺跡である。昭和26年（1951）には特別史跡として指定され、平成10年には世界遺産の構成資産として登録されている。

また、平成22年に710年の平城京遷都から1300年を迎えるにあたり、これを記念する平城遷都1300年記念事業が、この場所を中心に展開された。

そして、この事業を推進するにあたって、この特別史跡平城宮跡についての枠組みが大きく変化した。それが、これまでの文化庁が所管する特別史跡としての取り扱いに重ねて定められた、国土交通省が所管する都市公園・国営公園化事業である。

政府は平成20年10月の閣議決定で、平城宮跡を既存の「国営飛鳥歴史公園」と一体的に整備を進める国営公園として定め、「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域」と命名した。

また、一方奈良県では、この国営公園と連携して「古都奈良の歴史的・文化的景観の中で、平城宮跡の保存と活用を通じて、『奈良時代を今に感じる』空間」として県営公園区域の事業を進めてきた。

これら国営公園化に伴い、これまで文化庁が策定してきた「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」の基本方針及び「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」を踏まえつつ、平成20年12月に国土交通省近畿地方整備局により「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 平城宮跡区域基本計画」がまとめられている。

その後、平成22年の平城遷都1300年記念事業を経て、国営平城宮跡歴史公園及び県営公園区域の整備が進められ、平成30年3月24日に第一期として、国営公園のうち31.8ha、県営公園のうち3.1haが開園となる⁵⁾（図7）。

開園する主な部分は、南のエントランスゾーンとされる地区である。朱雀大路から朱雀門にかけて往時のスケールを感じさせる広がりのある空間が造られ、平城宮跡の正面玄関口となるとともに、奈良県観光の玄関口としての役割を担う。朱雀大路を軸に東側に国交省が整備する平城宮跡展示館、西側には奈良県が整備する交通ターミナルや、飲食物販施設、公園の利用案内サービスを担う施設がある。

この国営公園化で、平城宮跡の公園整備は大きくスピードアップした。

文化庁は、これまでに、平城遺跡博物館構想以来の計画をもとに、適切な保存を進めてきた。また、この博物館構想などにも史跡の活用についての計画が提起されていた。これらに基づき、第二次大極殿

院の整備、宮内省推定地の復原、遺構展示館、平城宮跡資料館の公開などを踏まえ、世界遺産登録年である平成10年には、朱雀門、東院庭園の復原整備がなされ、平成22年の平城遷都1300年のタイミングでは、復原大極殿の完成があった。

この大きな事業を支えるため、綿密な発掘調査などの着実な調査研究を踏まえた、史跡保存の取り組みがなされていたことは周知であろう。

史跡指定地の公有化を含んでの話であることから、一概に期間の長短は論じられないと考えるが、これらが整うまでに、昭和26年（1951）の特別史跡指定から約60年の歳月を要した。

これからみると、あくまでもこれまでの着実な研究成果があつてのことであるが、平成20年国営公園事業決定後の公園整備事業の進捗には目を見張るものがある。

決してスピードがすべてであると言っているのではない。耳目を集め、広く事業の目的を公開するためには、何が行われ、どうなるのかが、今の人々の目に見えることが必要だと考えるということである。

その意味で、もう一つこの国営公園化によって、大きく変わったことは、保存から活用へ、もつと言えば観光へ重点が移行したことであろう。

平城宮跡は、重要な遺跡ではあるが、これまで集客施設ではなかった。古都奈良の根幹となる本当の遺構が残る地であったが、それは残念ながら一般の

人々に見えなかつたのである。それが、一気に観光の表舞台に立つことになつたのが、平城遷都1300年記念事業であった。

（4）平城遷都1300年記念事業とその後

平城遷都1300年記念事業は、平成22年度の事業であり、いささか旧聞であるが、平城宮跡歴史公園との関わりが強いことから、記念事業のその後を含めて紹介しておく⁶⁾。

記念事業は、平成22年1月1日から12月31日まで的一年間を記念事業年と定め「日本のはじまり、奈良」を合い言葉として「日本の歴史・文化が連綿と続いたことを“祝い、感謝する”とともに、“日本のはじまり奈良”を素材に、過去・現在・未来の日本を“考える”」ことを目的とされた。

平成17年の平城遷都1300年記念事業協会設立当初から、「日本の歴史を見直すことによって、新しい国民的意識づくりが期待できる。また国土交通省によるビジット・ジャパン・キャンペーンの促進や、アジア各国との深い交友関係に役立つ」との考えから、「国家的事業として」進めるという目標があった。この時期に策定された実施基本計画により、当初は、平城宮跡に複数のパビリオンを建設する博覧会形式による実施が検討されていた。

これが、平成19年の荒井正吾氏の奈良県知事就任によって、新たな展開へと動いた。荒井知事は、就任の段階で平城宮国営公園化構想を打ち出すとともに、平城遷都1300年記念事業実施についての再検討



図7 國土交通省近畿地方整備局国営飛鳥歴史公園事務所発表資料



を進め、平城宮跡事業を国営公園化と相まって、従来のパビリオン建設による博覧会形式から、無料・開放型の季節リレー・フェア方式に変更した。そして県内各地域での広域ネットワークイベントと連携し、奈良県全体を関西の国際的な歴史文化観光拠点として発展させ、2010年以降の継続的な観光周遊システムの構築に繋げるとした。これは、今現在の奈良県の観光への取り組みの根幹方針となっている。

その後、平成20年に新たな「平城遷都1300年記念事業実施基本計画」が策定された。また、同年10月に平城遷都1300年記念事業の実施についての閣議了解があり、同日に特別史跡平城宮跡の国営公園整備についての閣議決定がなされた。これを踏まえ記念事業開始年の1年半前にしてようやく事業の具体的着手が叶った。

事業は大きく「平城宮跡事業」、「県内各地事業」、「関連広域事業」、「事前展開事業」の4事業に分け実施された。

メイン会場である平城宮跡で実施される「平城宮跡事業」については、文化庁をはじめとする関連機関との協議が綿密に進められ、会場計画が決定された。

平城宮跡会場は、特別史跡平城宮跡、史跡平城京朱雀大路跡及び隣接地で構成される。「平城宮跡全体の活用」、「遺構、遺物の保護」、「歴史的景観との調和」、「来場者の安全、快適の確保」を図りつつ、史跡内にはエントランス広場や交流広場などの拠点を設け、催事や展示、休憩等のための仮設建物、駐



図8 平城遷都1300年祭（大極殿前）

車場やターミナルが配置された。

この平城遷都1300年祭のシンボルとなったのが、文化庁が、平成13年から9年の歳月をかけて復原した平城宮第一次大極殿であった（図8）。また、大極殿院を囲む回廊を表現した修景柵を始め、事業協会、国土交通省、奈良県などが一体となって会場整備が進められた。

このように整備された会場において、平成22年4月24日から11月7日までの198日間にわたり春・夏・秋フェア及び通季催事が開催され、期間中に363万人の来場者を得た。なかでも開催当初の5月ゴールデンウィーク期間中の5月3日には、6万9千人の来場を数えた。また、奈良県全体で実施された平城遷都1300年祭関連事業への来場者数は、1,038万人であったとされ、奈良県に及ぼす経済的波及効果は約970億円と算出された。また、同年の奈良市の観光入込者数は、1,300万人に達している。

朱雀門から第一次大極殿まで続く、平城宮跡に溢れんばかりの来場者の列を目の当たりにし、当時担当者の一人として本当に感慨深かったことを今でも思い出す（図9）。

この平城遷都1300年記念事業は、史跡の観光面での活用について大きな成果・展開をもたらしたと評価することができよう。特に、史跡の国営公園化によって、観光誘客に大きな展開が生まれることが、より明らかになった。

また、地域との連携もより一層繋がったといえる。地域の有志による実行委員会が平成10年から開催し



図9 平城遷都1300年祭（朱雀門前）



図10 平城京天平祭広報ラジ

てきた「平城遷都祭（ならせんとさい）」や、既に全国区となっていた「なら燈花会」とのコラボレーションが広がり、より一層効果的な催しの可能性を見いだすことができた。特に平城遷都祭は、翌年から平城京天平祭と名称を変え、実行委員会、奈良市、奈良県、国土交通省の取り組みの中で、記念事業の継承に大きな展開をみせている（図10）。

さらに、平城遷都1300年記念事業は、このような催しにあたってのボランティア活動にも大きく関わった。県民主体のイベント創造をめざして設立された「奈良2010年塾」の活動に代表される活動は、市民による主体的なイベント継続に欠かせないボランティアの育成に大きく寄与したと評価できよう。

この平城遷都1300年祭を作り上げるにあたって、いろいろな場面、機会でよく口にされたのは、「決して一過性のものにしない」という思いであった。観光誘客のためにいろいろな事業を展開することは大切で、効果的であった。しかし、築かれた基盤を

継承していくことは、その後に続く地道な努力が必要であり、地味で目立ちにくいが、最も大切である。そのところの祭り後の10年での評価はどうだろうか。

平城宮跡歴史公園となり、その後の取り組みが、広い場を使った誘客イベントとしてのみ転換され、なぜ史跡としてのこの場で行うのかという第一義が失われるおそれを考えるのは果たして杞憂であろうか。このところは、今後の活用を考えるにあたり、念頭に置く必要があると考える。極端な言い方をすると、どんな目的、どんな内容であっても、その場が使われてさえいれば、史跡の活用なのかという課題を常に持っているということだと考える。

（5）八条・大安寺周辺地区まちづくり

文化財を取り巻く状況として、奈良市内でもいわゆる開発に関わるいくつかの動きがあるため、紹介しておく。

まず、史跡大安寺旧境内に関わる動きである。

奈良時代に「大寺」と称され、平城京隨一の官寺であった史跡大安寺旧境内を包括する地域において、大きなまちづくりの計画が動き出している。

奈良県と奈良市が締結した「奈良県と奈良市とのまちづくりに関する包括協定書」に定める取り組みの一つとして、平成29年6月に「八条・大安寺周辺地区のまちづくりに関する基本協定書」を締結し、当該地域の持続的な発展及び活性化を図ることを目的としたまちづくりが進められようとしている。

この協定により作成されたまちづくりの基本構想（図11）では、大きな目的として、「奈良市は、世界遺産に登録された東大寺や興福寺、平城宮跡など多くの歴史・文化遺産を有し、それらを守り、育てるとともに、これらを活かしたまちづくりを展開し、日本の文化の都として、また県内における魅力の中心拠点として広域的なニーズに応え、観光都市として発展していくことが重要」であり、この「八条・大安寺周辺地区には、奈良市を南北に縦断する高規格幹線道路である京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジのほか、市内中心部



図11 まちづくり基本構想

とのアクセス道路となる都市計画道路西九条佐保線、合わせて整備されるJR関西本線の高架化並びに新駅の設置が決まってい」ことから、「(仮称)奈良インター(仮称)奈良インター(仮称)の交通結節点のポテンシャルを活かした新たな地域・広域交流拠点や滞在周遊型の観光交流空間の形成など、国際文化観光都市として魅力があり、地域住民にも優しいまちづくりを行い、定住人口並びに観光交流人口の増加に向けたまちづくりによる定住人口及び観光交流人口の増加。

史跡大安寺旧境内は、周知のとおり平城京に建立された官の大寺であり、大正10年（1921）に塔跡が史跡指定され、昭和43年（1968）に旧境内全域が史跡指定されている。史跡指定面積は約26haである。昭和53年（1978）の奈良県教育委員会による『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』（図12）に基づき、管理団体となった奈良市が公有化及び史跡整備などの保存管理を進めている。史跡地の北側が住宅密集地であることから、史跡の保護と現住されている方々の生活との調和が現時点で大きな課題となっている。主要伽藍地域については、公有化を積極的に進めており、予定面積の約6割の公有化が進んでいるところである。また、東西両塔を有する塔院地区については、平成19年に塔院地区の整備計画を策定し、これに基づき優先的に公有化を進め、史跡整備

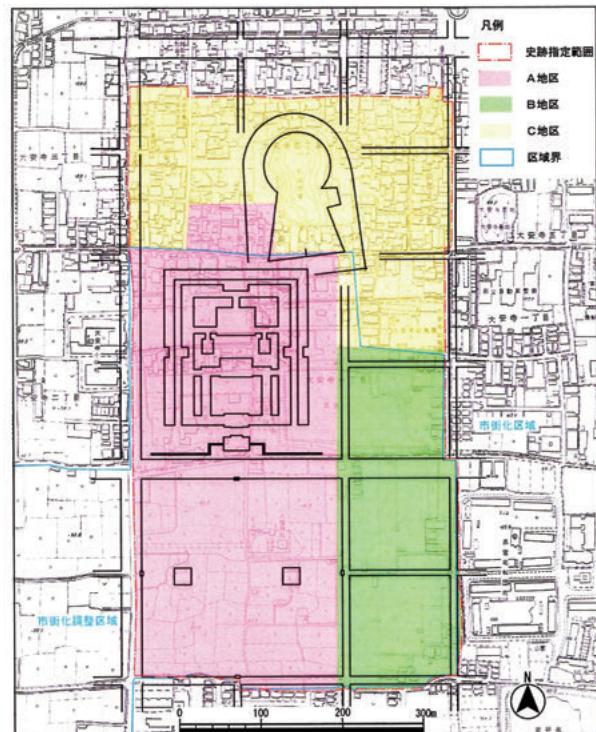


図12 史跡大安寺旧境内保存管理計画

を実施している。その上で、整備完了した区域から順次公開を開始している。

しかしながら、広大な史跡であり、東日本大震災以降の整備補助金の減額もあって、この数年は事業の進捗が滞りがちであった。このような中で持ち上がったこのたびの大規模なまちづくりの計画や、それに伴い予想される周辺状況の変化などとともに、史跡指定時から現在までの間の周辺都市環境や生活環境の変化によって、史跡大安寺旧境内に求められる役割には大きな変化がみられるようになっている。

このことから、これまでの保存管理計画を見直し、今後のまちづくり計画の中に位置づけられた、まちづくりの一翼を担う史跡の保存活用計画の策定が必要となっている。

平城宮跡や大安寺旧境内と言った大規模でかつ都市近郊に所在する史跡については、これまでの史跡が史跡として存続する以上の効果・役割が求められているように思う。

この後、奈良市としては、近い文化財保護法の改

正の施行を見ながら、新たな保存活用計画の策定を図り、史跡の本質的な保護に努めていこうとしている。

(6) 興福寺旧境内瓦窯跡の保存について

さて、少し話が変わるが、埋蔵文化財の保護についての事例を紹介しておこう。但し、この事例をもって、対応への指弾や、遺跡を保護するべきだと話したいのではないことを先にお断りしておく。

平成29年に、奈良県立美術館の改修に伴い、奈良市登大路町において、奈良県立橿原考古学研究所により興福寺旧境内の発掘調査が実施された。

この地は奈良県婦人会館、奈良県消費生活センター跡地にあり、昭和44年（1969）にこれら建物の建設に伴って発掘調査が実施されており、平安時代末の興福寺再興に関係すると考えられる瓦窯跡が発見されている⁷⁾（図13）。当時、発見された瓦窯跡は埋め戻され、婦人会館・消費者生活センターの地下に保存された。このたびの発掘調査は美術館改修に伴い、これら瓦窯の状態を確認するという目的で実施されている。

再発掘調査では、興福寺の瓦を焼成した瓦窯9基のほか、その後に造営された興福寺子院に関わる遺構を検出している。調査内容については、現地説明会も開催され、状況についての公開が適切に行われた。

奈良県では、この瓦窯の残存状態が悪いことを主な理由に、記録保存にとどめ、調査終了後は解体し、県立美術館の建設を進めると発表した。これに対して、日本考古学協会、文化財保存全国協議会などから現地保存の要望が出されている。

その後続けられた詳細な発掘調査により、最下層の3基の瓦窯の状況が明らかとなり、永承元年（1504）の火災による興福寺主要伽藍焼失後の再建に関わるものである可能性があることから、この3基の解体が一時中止され、現地に埋め戻されたうえ、保存活用の方法の再検討が図られることとなっている。今後の動向は非常に興味深く、結果に期待しているところである。

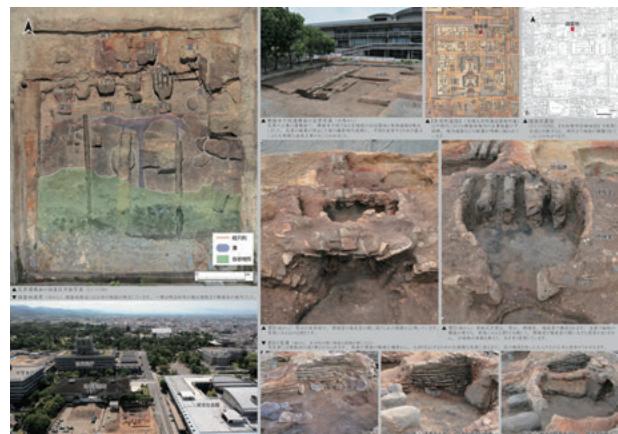


図13 興福寺旧境内（登大路瓦窯跡群）

ただし、今回取り上げたいのはこの経緯ではない。この、最初の知事定例記者会見での窯跡解体、記録保存に至った判断についての説明内容に注目したい。

知事は、この記録保存の決定についての判断については、調査部署である奈良県立橿原考古学研究所の調査結果をもとに奈良県教育委員会文化財保存課が判断したとしている。また、取材記者からの橿原考古学研究所が知事部局となっていることから公正な判断がなされなかつたのではないかという質問に對しては、言下に否定している。組織の所管によつて判断がぶれることはないと説明であった。

ちなみに、奈良県は改正文化財保護法の施行と時を同じくして、文化財保護部署を知事部局へ移管することを明らかとしている。

それよりも課題であるのは、「今までの調査官の裁量が多過ぎて、考えによって客觀性がない」という批判は常にあった」ことであり、「一番大事なのは研究内容の独立性」で、「それが研究者が自己の、個人の志向でぐらついたら困るわけ」であり、「客觀的な判断ができるようなガイドラインを、これは中央でできるだけ尽力してつくってほしい」と考えている旨を説明している。

この定例記者会見での知事の説明すべてを首肯するのではないが、文化財の価値づけについての判断に、客觀的基準がないこと、またこのことにより調査担当者の判断に左右される面があることも否定で

きない。

文化財は「貴重な国民的財産」であると文化財保護法に謳われていることは誰もが理解している。であれば、その保存に関わる重要な判断に客観的な基準がない現状を憂慮することは、正しい判断といえよう。現実的には地方公共団体であれば文化財保護審議会等での審議を踏まえての判断が、これを補正しているとは考えるが、やはり課題は多いと言えるのではないか。

3. 奈良市の文化財活用の取り組み

(1) 富雄丸山古墳保存活用計画

では、続いて、奈良市での文化財活用についての取り組みをいくつか紹介しよう。

はじめに、奈良市の西部地域、富雄川流域に所在する富雄丸山古墳の保存活用に関する取り組みである（図14）。この古墳は、昭和47年（1972）ころの大規模住宅開発の中で発掘調査が実施され、その後住宅内の緑地として保存されていた。これまで、奈良市西部地域は、平城京跡が存在し、圧倒的な質量の文化遺産を有する中部地域とは異なり、観光資産の視点から光が当たることは少なかった。奈良市西部地域の新たな観光の核として利用することを想定し、平成29年度から調査が開始された。調査は、5年程度の計画で進め、その後古墳の整備から活用への取り組みを想定している。調査計画の策定のために先立って行われた航空レーザー測量の結果、墳丘の直径がこれまで日本最大の円墳として知られて



図14 航空写真

いた埼玉県丸墓山古墳をしのぐ、110mとなることが明らかとなった（図15）。これまで86m程度とされていたものが、日本最大の円墳と認識されることにより、一気に大方の耳目を集めることとなった⁸⁾。

この成果は、古墳が所在する地元、地域において大きな影響を持って受け入れられた。これまで、単なる緑地としてとらえられていたものが、日本有数の歴史文化財として認識されることによって地元の誇るべき資産へと変わったのである。

古墳であることを知っておられる方も多くおられたが、さほどの認識を持っておられたわけではなかった。これまで、緑地として、地元のボランティアの方々により草刈り、樹木の伐採などに取り組んでいただいていた。

今回の、市の保存活用計画の策動により、地元の方々の中でもこの地域が誇る文化遺産への取り組みに積極的に関わっていこうという思いが生まれている。今後の調査、そして古墳の整備、その後の活用に向けて、地元との協働関係が動き始めた。

また、観光としての視点から、古墳の北側にある大阪と奈良を結ぶ自動車専用道第二阪奈道路の中町ランプに接して計画されている「道の駅」との関係も重要視されている。道の駅を計画する奈良県との協働関係も平成30年度以降実質的な動きを予定している。

このような状況の中、平成30年度から実質的な範囲確認の発掘調査を実施する。発掘調査は、古墳の詳細を把握することを主目的としており、のちの古

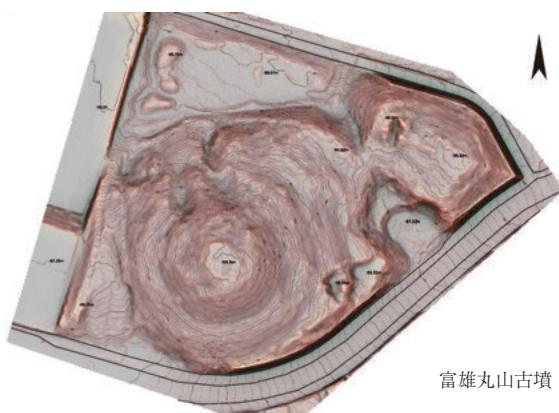


図15 航空レーザー測量図

墳整備から保存継承につなげようとしている。また、奈良市内にある大学と、調査の連携を行うことで、文化財保護に関わる人材育成の機会とする取り組みへの協議を始めている。

加えて、この調査に際して、地域住民をはじめとする市民に対して発掘調査を体験する機会を提供することで、文化財に関わる学習を行い、より地域の文化財への理解を深めてもらう機会の提供に努めたいと考えている。そして、観光資源としての役割を踏まえ、文化財学習を目的とした修学旅行生等の受け入れも想定している。この際には体験学習として、事前学習、実地見学と解説を踏まえての発掘調査体験を実施する。本物に触れる経験を、のちの文化財理解へつなげていけるような取り組みとしたいと考えている。

(2) 史跡大安寺旧境内での遺跡発掘・探訪の体験

続いて、史跡大安寺旧境内で実施している遺跡発掘体験及び探訪ツアーについて簡単に紹介しよう。

史跡大安寺旧境内が置かれている状況が大きく変化する動きを見せていることは先述した。また、この動きを史跡大安寺旧境内の保存・活用に大きく弾みをつけるものにしたいという願いから、新たな保存活用計画の策定に動いていることも紹介したところである。

1) 遺跡発掘体験

そのような動きの中、平成28年度から、史跡の保存整備事業を進める塔院地区において実施する遺跡確認調査のなかで、広く参加者を募り、体験学習事



図16 発掘体験学習

業としての発掘調査体験を実施している（図16）。

この発掘調査体験では、体験に参加するにあたり別日程で開催する事前講習会を受講していただくようしている。会場は奈良市埋蔵文化財調査センターとし、市で準備した発掘調査ハンドブックに従い、遺跡の概要とともに発掘調査の方法や安全のための講習を行っている。この講習を受講したうえで、発掘調査体験に参加していただいている。平成29年度の体験学習では10日間の現地体験に、延べ179名の参加があった。

事前の学習機会をしっかりと設けることにより、単なる見学に終わることなく、発掘調査の意義や、遺跡保存への取り組みについての理解を深めることができると考えている。

また、これとは別に、関東方面を中心とする修学旅行生への発掘調査体験の機会も設けている。修学旅行で目にする奈良の豊かな文化財とともに、実際に触れる遺跡の感覚は、彼らの記憶に、より強く奈良の印象を焼き付けてくれていると期待している。

2) 遺跡探訪ツアー

この遺跡発掘調査体験に加え、史跡大安寺旧境内をぐるっと回る遺跡探訪ツアーも実施している。

平成29年度には、13日間の探訪ツアーを開催し、延べ95名の参加があった（図17）。

この探訪ツアーでは、市民考古学サポーターと称しているボランティアの皆さんとの協力が大きな力となっている。広大な史跡大安寺旧境内をいくつかのコースに分け、周遊することになるが、その案内誘



図17 遺跡探訪ツアー

導、時には遺跡の解説を担当いただいている。

この市民考古学サポーターは、平成20年から生涯学習の一環として活動を開始しているボランティア組織であり、奈良市埋蔵文化財調査センターが開催する市民考古学講座修了者により組織されている。

現在は、埋蔵文化財調査センターが行う事業に対する活動支援のボランティアとしての協働参画を実施しているが、今後の活動の展開として、より広範囲な自立した組織への転換も期待されるところである。また、活動が観光等との関わりを持つことで、より学習の幅が広がるであろうし、さらなる活動の効果も生み出すことができると期待している。

奈良市には、ボランティアガイドの会朱雀や、平城宮跡サポートネットワークなど文化財と観光に関わったボランティア活動を積極的に行っている団体がある。この市民考古学サポーターにあっても、より魅力的な活動の展開を期待しており、それが叶うことで、より奈良の文化遺産が広く活用されていくことにつながると考えている。

(3) 平城京左京三条二坊宮跡庭園での取り組み

この庭園は、昭和50年（1975）の発掘調査によって発見された奈良時代の庭園遺跡である。日本の古代庭園の姿を伝える貴重な文化財として、古代庭園の意匠・策定技法を知ることのできる学術的・文化的価値が評価され、昭和53年（1978）に特別史跡、平成4年に加えて特別名勝に指定された。庭園の公開にあたっては、発掘遺構である奈良時代の園池をそのままに露出展示している（図18）。



図18 庭園公開状況

この庭園も昭和59年（1984）の整備公開以来、20年を超える歳月を経て、園池の劣化が進んでいたことから、平成18年度に修復整備基本計画を策定し、園池の修復に取り掛かった。当初は平成25年での修復完成を計画したが、露出した園池遺構の修復整備の前例がなく、手法の検討に時間を要したこと、及び文化庁補助金の減額等があったことにより、現在は平成32年度の修復完成、再公開を目指している。

修復整備にあたっては、まず復原建物の修復を行ったうえ、平成26年度から園池の修復を始めている。これ以降、池部分の修復を進め、景石の保存処理、据え直しなどの作業を進めているが、修復にあたっては、園池を覆うように素屋根を架けており、このことから園池の様子がご覧頂きにくくなっている（図19）。

このため、平成27年度から園池の修復作業実施中に、覆屋内での修復作業内容見学の機会を設けるとともに、近在する平城宮東院庭園などの庭園をめぐる講座の開催に努めている（図20）。

宮跡庭園の課題は、残念ながらその存在が遺跡の価値に比して知られていないということにある。これは、庭園修復に要している期間が非常に長期にわたっており、公開に制限があったことが最たる理由となっているが、しかし、それにしてもこれまでにこの庭園を積極的に活用する動きがなかったこと、またこの庭園の存在・魅力を積極的に広報して来なかつたことに由来する部分も大きいと考える。

平成32年度には、この庭園は修復を完成させ、再



図19 園池修復状況



図20 園池修復作業見学会

度全面公開を始める。この時に、これまでと同じ取り組みであってはならないと強く感じている。幸いにも、周辺の環境に大きな変化が見られている。先に触れたが、平成30年3月24日に国営平城宮跡歴史公園の第一期開園を迎え、平城宮跡を目的とした来場者が増えることが予想される。これに加え、奈良県が主導する平城宮跡から近鉄奈良駅前を通り、奈良公園に至るまでの国道369号線、いわゆる「大宮通り」の環境を一体的に整備しようとする「大宮通プロジェクト」が進捗し、県庁周辺、近鉄奈良駅、平城宮跡が大きな核となるように進められている。さらに、この宮跡庭園の東側、奈良市庁舎の南側にある旧県営プール跡地において、「大宮通り新ホテル・交流拠点事業」が進められ、平成32年度の新ホテル開業、観光・交流拠点としてのコンベンション施設等の開業に続き、NHK奈良放送局の開局が予定されている。

このような大きな動きが見える中で、より一層積極的な庭園の活用と経済的利用が求められているところである。

4. まちづくり・観光振興との関わり

(1) 文化財がつくるまち、はぐくむ人

文化財は、魅力あるまちづくりにどのように関わるのだろう。

魅力的なまちになるということは、そのまちの歴史なり、佇まいなり、そこに住む人なりが、すでに魅力的だったということに、ある時誰かが気付き、

「まち」のことを考えるようになり、いろいろな取り組みを始める、そのたどり着く結果であると考える。そして、その取り組みの手法には、文化財保護であったり、観光振興であったり、地域振興であったりと、いろいろなものがあるということだ。

そのまちの魅力への気づきのきっかけとして、文化財の存在があることは往々にしてあり、そして、まちのことを考える活動の中で、まちづくりに関わる地域の人が育っていく。

先に述べた富雄丸山古墳の例を引くまでもなく、文化財を地域の誇りととらえ、そこから自分の住む地域のことを考え直すという動きはわかりやすい。

文化財が地域の独自性とそこからくる魅力をよく現していることは事実であり、それを拠り所として地域の人々が地域に誇りと愛着を感じることになるのも事実であるからだ。

しかし、よく言われる「文化財によるまちづくり」という物言いにはコミュニティの熟成による地域活性化ではなく、経済的な方向性を強く感じるのは、うがちすぎだろうか。

(2) 認識のすれ違い

しかし、文化財を用いた経済の活性化は必要である、と考えている。なぜなら、そうしないとおそらく文化財は残らないからだ。もうすでに、所有者のみで文化財の保全を図ることは不可能である。それどころか、所有者さえいなくなる可能性も地域により見られている。その際に、どうすれば文化財は残るのだろう。とうに地方公共団体がそれを支える体制は破たんしている。であれば、極端であるが、文化財が自らを守らなければならない、何らかの経済活動を生み出さないといけないということになる。そのためには、文化財が自らの価値をしっかりとアピールしなくてはならないのだ。

観光の面から考えてみよう。観光の素材として文化財は絶好である。なんといっても光を観るのであるから、人の目を引く素材である文化財はうってつけである。また、普段は見られない文化財を特別に

みられる機会などはなんといつても確保したい。宣伝の仕方一つで、これまで知られていなかった文化財に光を当てることだってできる。でも、人はいつか飽きる。見向きもされなくなった文化財は、観光的に価値があるのだろうか。切り口を変えることだって、限界がある。結果、二度と取り上げられなくなる。なぜなら、観光は経済的価値を生み出すことを前提としているのだから。

そのうえで、現状に見られがちな文化財担当者と観光振興担当者との文化財の扱いに対する意識の違いを考えてみたい。

文化財の担当者は、活用の必要性は理解するが、本来保護すべきものである文化財を流行りもののように消費するだけの観光振興は認められない。また、文化財は国民の財産であるから、その保護は行政が担うべきである、と考える。一方、観光振興の担当者は、文化財を残す必要は理解するが、文化財担当者は文化財を専門家のためだけに使い、博物館の中にしまい込もうとする。未来に残すべきものであるが故に、現在の私たちが資産利益を享受することも必要である、と考える。

多分に相互に誤解がある部分であるとは思うが、このような認識がどこかにあるのではないか。しっかりと護り、後世に引き継いでいくことに心を注ぐか、せっかくの文化財なのだからうまく使うことで、まちがにぎわえようと願うかの違いにすぎないと思うのだが。

それぞれの考え方の出発点は、文化財は素晴らしいと思っているところにあるように思う。しかし、それぞれの考えは、なぜかどこかずれ違ってしまうのである。そして、この考え方の一方のみを押し通すことは、結局文化財が残らないという結果を迎えることとなるのは明らかである。

(3) 最後に

このたびの文化財保護法の改正の中では、各市町村が策定することができるとする文化財保存活用地域計画に大きな期待が寄せられていると感じる。

ここでは多くの関係者の声を適切に反映し、「文

化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財の保存・活用のために必要な措置」を定めるよう促している。住民のレベルで、身近にある文化財の継承と活性化を含むまちづくりを推進できるよう、行政が行政内の枠組みを超えた推進力を発揮する必要がある。

このためには、文化財、観光などの枠組みにとらわれない総合的な視野が必要である。またその視点を持つ人材の育成が急務であり、また実施すべき戦略の策定も急務である。その時に、文化財を観光目的で利用するメリットは生まれるであろうし、闇雲な経済活動への傾倒はデメリットとなることも明らかとなろう。奈良市では、当面文化財保護部局の首長部局への移管は想定されていない。であるからこそ、より密接な関係機関の連携が求められていると考える。またそれは、担当者間の「わかり合える」関係での連携だけではなく、行政の枠組みを超えた、適切な体制としてあるべきである。

【補註および参考文献】

- 1) 奈良市 2017 『平成29年度予算編成方針』
- 2) 奈良市 2017 『平成29年度奈良市のわかりやすい予算書』
- 3) 奈良市 2016 『奈良市歴史的風致維持向上計画』
- 4) 奈良市 2016 「東アジア文化都市2016奈良市」公式ホームページ：<http://culturecity-nara.com/>
- 5) 国土交通省近畿地方整備局2017 「国営飛鳥歴史公園の開園について」
同ホームページ：<http://www.kkr.mlit.go.jp/asuka/heijo/about/about.html>
- 6) 社団法人平城遷都1300年記念事業協会 2011 『平城遷都1300年祭公式記録』
- 7) 奈良県橿原考古学研究所 2017 「平城京左京三条七坊・興福寺旧境内（登大路瓦窯跡群）発掘調査 現地説明会資料」
- 8) 奈良市 2017 「市長定例記者会見資料 富雄丸山古墳の墳丘測量調査成果について」
同ホームページ：<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1484203372653/simple/29111502.pdf>